

国民年金

だより

ご存知ですか？
こんなこと、あんなこと



高知西年金事務所
高知市旭町3-70-1
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

～新成人の皆さんへ～

【20歳になったら国民年金】

国民年金は、年を取ったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

《老後のためだけのものではありません》

公的年金に加入し保険料を納め続けることで、老後の生活保障になる老齢年金が受給できるようになるほか、万が一のときには障害年金や遺族年金も受給できるようになります。障害年金は、病気やけがで障害が残ったときに受け取ることができます。遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族である「子のある妻」や、「子」が受け取ることができます。ただし、どちらの年金も加入の届け出忘れや保険料の納め忘れが

あると、年金が受給できないことにつながります。「あのときに」とならないように、届出・納付をお願いします。

【加入手続き】

20歳になり初めて年金制度に加入する人には、誕生月までに日本年金機構から加入に関する書類が送付されます。

加入の手続きは、同封の様式に記入のうえ、返信用封筒による郵送、または年金事務所・市役所に直接提出してください（20歳前に就職して厚生年金などに加入中の人は、手続きは不要です）。

【学生納付特例制度について】

この制度は、学生本人の所得が一定以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。国民年金加入後に申請が必要です。

すべての学生が対象になるものではありません。申請前に年金事務所に問い合わせをお勧めします。

【若年者納付猶予制度について】

学生でない30歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※学生納付特例も若年者納付猶予も、税の申告をしていない場合には所得の審査ができずに、申請が却下になります。必ず税の申告を行うようにしてください。（収入がない場合でも、扶養に取られていない場合には申告が必要です）

年金事務所 出張年金相談日

相談日 毎月第4水曜日 1月22日(水)・2月26日(水)

受付時間 午前10時～11時40分・午後1時～3時

開催場所 総合保健福祉センター 2階会議室

※事前の予約はできません。相談は当日受付順です。

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。



こんにちは

市民課
窓口です

市民課
市民窓口係
☎42・1191

ご存知ですか
住民基本台帳カード

住民基本台帳カードには顔写真付きと、なしの種類があります。顔写真付きカードは、本人確認が必要な窓口で身分証明書として利用できます。（10年有効）

●申請に必要なもの
・写真（顔写真付きカードのみ）
・認め印
・本人確認書類（運転免許証・健康保険証・年金手帳・介護保険証など）

●手数料
500円

申請から受け取りまでには、2週間程度かかります。



顔写真付き住民基本台帳カード(参考画像)